# 令和元年度 第2回理事会議事録

- 1. 開催日時及び場所
  - (1) 開催日時 令和元年10月7日(月) 14時00分~15時30分
  - (2) 開催場所 千代田区神田錦町3-21 ちよだプラットフォームスクウェア 503会議室
- 2. 理事数及び出欠理事数
  - (1) 理事数 10人
  - (2)出席理事数 9人
  - (3) 欠席理事数 1人
- 3. 出欠理事の氏名

出席者:松本晟(14:34到着)、遠藤守、稲田伊彦、麻生茂、髙田正隆、虎野吉彦、

中沢孝、藤島豊久、上垣内茂樹

欠席者:鍛治壮一

4. 出欠監事の氏名

出席者:棚橋秀行 欠席者:清水眞金

5. 事務局の氏名

小定弘和、安田みお(議事録作成)

6. 審議事項

第1号議案 公益目的事業追加に伴う定款の変更について

- 7. 報告事項
  - (1)宇宙子どもワークショップ2019inうちのうら肝付実施報告
  - (2)新規分団設立について
  - (3) 令和元年度日本宇宙少年団分団長会議開催について
- 8. その他
- 9. 議事の経過及びその結果
  - (1) 理事会開会宣言

定刻になり、遠藤専務理事より、松本理事長の到着遅れを伝え、松本理事長が到着するまでの間、 遠藤専務理事が理事長職務を代行し、議事進行を行う旨の説明を行い、令和元年度第2回理事会の 開会を宣した。

(2) 出席者と定足数の報告

遠藤専務理事より、定款第34条に規定する定足数を満たしており、本理事会が成立している旨を報告した。

(3) 令和元年度第1回理事会議事録確認

遠藤専務理事より、令和元年度第1回理事会議事録について確認したところ、特に意見等なく承認された。

(4) 議案審議

# 第1号議案 公益目的事業追加に伴う定款の変更についてについて

事務局安田より、資料No.1公益目的事業追加に伴う定款の変更について」を基に説明を行った。本年8月に、平成30年度決算の遊休財産額の保有制限の判定が不適合である指摘を内閣府公益認定等委員会担当者より連絡を受け、その原因については、スペースキャンプ事業を実施する際の「旅行業

法」との兼ね合いで平成30年度の参加費は財団が収受せず、旅行会社で行ったため、事業支出が昨年度より大幅に減少したことによる結果である旨、説明を行った。また、今回の決算「不適合」は、公益認定の収支相償を満たしていなく、このままでは公益認定も取り消しになりうる可能性もあることから、具体的対策を役員で検討するよう指摘を受けたことを説明した。続いて、事務局より対策案として、財団自体が旅行業を行い、財団自ら主催(募集、参加費収受)することで、決算状況が解決すると想定される。さらに、スペースキャンプを全国地域の観光課や教育委員会と連携することも期待できる等の説明を行った。さらに、旅行業の要件について説明し、定款目的に旅行業を事業追加することや基本財産の預入場所の変更をすること等、要件を満たせば当財団でも旅行業登録をすることが可能である旨、説明を行った。

第1号議案について、次の質疑応答があった。

# (遠藤専務理事)

そもそも「不適合」の指摘を受けたのは、旅行代金が財団会計の外になったことで財団全体の事業規模が 小さくなったと見なされ、事業規模を超えて遊休財産を持っていますね、というのが説明の概略です。 参考資料1で提案している旅行代金の出入りが仮に財団の経理の内側にあったとき、保有上限度額を超え ない、という説明はできるか?

#### (事務局安田)

参考資料1の公益目的事業に係る事業費の額「17番」、すなわち合計「20番」が増えれば遊休財産額の保有上限額「40番」も増え、遊休財産額「41番」と同等あるいは金額を上回り適合になる。

# (稲田理事/事務局長)

種子島スペースキャンプと筑波スペースキャンプの事業規模を合わせると約800万円になることから、 公益目的事業に係る事業費の額「17番」約1600万円に800万円がプラスされると本来は約2400万円の 事業規模となるので、遊休財産額2000万円と比べると適合になる。

#### (中沢理事)

財団と分団が別々の組織になったことでこのような「旅行業」の問題になったのか?

## (稲田理事/事務局長)

2年前に旅行業社からこれまでのやり方では旅行業に抵触すると指摘を受けた。

## (中沢理事)

YAC団員を集めて実施することはなぜいけないのか?

## (稲田理事/事務局長)

公益財団法人なので一般も入れて募集する必要があり、YAC団員だけでは公益性に欠けるため一般募集をする際は「旅行業」が必要となる。現在、団員も減少傾向にあるので事業を拡大し、事業収入を増やすために財団が旅行業登録をすることも検討の一つである。

#### (中沢理事)

遊休財産を減らして逆転させる方法もあるのでは?

#### (遠藤専務理事)

基本財産を減らす等の場合は、そのために公益目的事業を計画して使っていく必要がある。 考えとして、選択肢はあるものの財団組織は弱体化していくことに成りかねない。

# (中沢理事)

旅行業の供託金は潰れない限りは保証されるのか?

# (稲田理事/事務局長)

旅行業をやめるときに利子をつけて返還される。

#### (麻生理事)

財団が旅行業登録することで、これまで外部から指摘されてきたことはなくなるのか?

#### (稲田理事/事務局長)

旅行業登録ができれば、外部の指摘も受けずに自分のところで企画したものを堂々と実施できるようになる。また、公益財団法人であるので適正な利益が出た場合、半分以上は公益事業に使う仕組みになる。

#### (上垣内理事)

参考資料No.4の公益財団法人以外で旅行業を登録した事例はあるか?

#### (事務局安田)

地域の観光物産協会が旅行業登録した例があった。地元物産と旅行を組み合わせたツアーを企画して地域活性化を図ると記憶している。(→公益財団法人福島県観光物産交流会、平成29年6月29日第2種旅行業取得、公益事業として実施している。)

### (虎野理事)

スペースキャンプは旅行業だと募集型企画か受注型企画のどれに当たるのか?

#### (事務局安田)

一般に募集を行うので募集型企画旅行になる。

#### (虎野理事)

そうすると、海外への旅行となるスペースキャンプ inUSA はできるのか?

# (事務局安田)

確かに第2種ではできないが、第1種の旅行会社と組んで実施することで可能になる。

# (藤島理事)

スペースキャンプ以外のことでプラスになることは?

# (事務局安田)

資料にもあるとおり、例えばJAXA宇宙教育センターと別々に実施しているスペーススクールやスペースキャンプを共催で実施する、あるいは受託も可能になるなどが考えられる。

# (遠藤専務理事)

JAXAも子どもを集めて宿泊を伴う活動をしたいというときに競争入札になるけれど、受託できれば財政状況も助かるだろう。

#### (髙田理事)

この資格を取ることにより、公益目的事業は支出の半分まで収益事業が認められるので、事務局スタッフは課税対象の収益・公益両方の事業を実施できる。その結果、今後の事務局収益改善が期待できる。

# (藤島理事)

第2種旅行業への登録方法はどのようになっているのか?

#### (事務局安田)

登録要件を満たしていれば、申請書等を提出し審査を受けて登録する。そのときに旅行業務取扱管理者の資格を持った職員が必要になるため、稲田理事/事務局長にお願いしたいと思っている。

## (上垣内理事)

「常勤職員」とあるがどうするのか?

## (遠藤専務理事)

今考えているのは、稲田さんは理事兼事務局長で理事は役員なので辞任して常勤の事務局長として当面 の体制としたい。

## (遠藤専務理事)

本日、ご了解いただいたとして、今後の予定はどのようになるか?

## (事務局安田)

この結果をもって公益等認定委員会へ相談に行き、手続きを聞いた上で、できれば年内に評議員会を開催して定款変更の承認を得たい。そして定款変更の登記を行い、最後に旅行業の申請書を提出して審査を受ける。旅行業の審査には最短3ヶ月程度かかると聞いており、全て完了するには年度を越えると思われる。

#### (中沢理事)

収益事業か収益事業でないかの判断はどうやって決めるのか?

#### (事務局安田)

この旅行業を伴う事業が「収益事業」とみなされるかどうかは公益認定等委員会で判断される。

# (稲田理事/事務局長)

現在行っているスペースキャンプは「公益事業」として認められているが、新たなスペースキャンプ事業を行う場合、これは収益事業だと言われる可能性もある。

### (髙田理事)

以前の理事会で論議されたように、事務局スタッフの待遇改善の観点からも公益目的事業の収益事業を 増やすべきと考える。その理由として、公益目的事業の収益事業は"売上でなく支出の比率50%"であり、 収益を目的としたツアー企画等を工夫すれば、事務局スタッフの待遇改善にも有効である。

#### (麻牛理事)

来年3月の事業までのスペースキャンプは実行できるのか?

# (稲田理事/事務局長)

これまでと同じく第1種と組んで行っているので問題はない。

#### (麻生理事)

旅行業に登録できる見込みが来年連休あたりだとしても 2020 年度の事業計画の中にどう入れ込むのか? (稲田理事/事務局長)

全て前提付きでの事業計画になる。

# (遠藤専務理事)

本日ご了解いただくのは、旅行業を当財団が登録する上で、これから認可を受けるプロセスに入ることをご 了解いただくということ、そして正式な定款変更は評議員会になるが、まずは理事会ではこの案でご承認を いただきたい。

# (上垣内理事)

変更案の「前項の」だと一つ上の項しか該当しないように読める。

# (虎野理事)

「各項に必要な」とすれば全ての項に該当する。又、「項」ではなく「号」が正しい。

以上、質疑応答の後、遠藤専務理事より、第1号議案について諮ったところ、全員一致で了承された。

初回理事会出席にあたり上垣内理事より挨拶があった

# (4) 報告事項

①宇宙子どもワークショップ2019inうちのうら肝付実施報告事務局小定より、資料No.2に基づき、報告を行った。

# ②新規分団設立について

事務局小定より、資料No.3に基づき、さぬき分団と八女分団の新規設立について経緯等の報告を行い、指導員登録申請書の書類を回覧し確認を行った。

③令和元年度日本宇宙少年団分団長会議開催について 事務局小定より、資料No.4に基づき、分団長会議の予定を説明し、当日可能な理事、監事の出席を お願いした。

# (5) その他

事務局安田より、参考資料No.5に基づき、10月1日現在の役員名簿のうち、所属の修正、変更等を確認し、修正したものをホームページに掲載する旨、説明を行った。

以上をもって議案審議及び報告を終え、遠藤専務理事より、次回の理事会開催日程を出席理事、監事で確認し、理事会を3月4日(水)14時から、評議員会を3月19日(木)以降に開催し、場所は同じくちよだプラットフォームスクウェア会議室で行うことで了承された。

松本理事長より、挨拶があった。

遠藤専務理事より、閉会を宣して令和元年第2回理事会は15時30分に閉会した。

この議事録が正確であることを証するため、出席した理事長と専務理事および監事は記名押印する。

以上

# 令和元年10月 7日

理事長 松本 晟 (押印済)

専務理事 遠藤 守 (押印済)

監 事 棚橋 秀行 (押印済)